### 風連町・名寄市合併協議会

# 第5回 基本項目等検討小委員会

日	時	平成 1 6 年 7 月 1 5 日 (木	)
		午後6時より	
会	場	風連町役場	
		3 階大会議室	

- 1.開 会
- 2.委員長挨拶
- 3.議事

協議 第1号 継続協議事項

,--基本的協議項目 -------

A - (3)新市の名称

A - (4)事務所の位置

,-- 合併特例法に定める協議項目 -------

B-(2)議会議員の定数及び任期の取り扱い

B-(3)農業委員会委員の定数及び任期の取り扱い

第2号 新規協議事項

C - (1)特別職の身分の取り扱い

- 4.事務事業一元化の取り組み状況について
- 5 次回の小委員会開催について

開催日 月 日

時 間

会 場

議題

- 6 その他
- 7 閉 会

# 特別職の職員の身分の取扱いについて(協定項目 C - 1)

特別職の職員の身分の取扱いについて、次のとおり協議する。	

平成 1 6 年 月 日提出 風連町・名寄市合併協議会

協議事項	C - 1 特別職の職員の身分の取扱い 関係項目
100 to 1 to 1	
調整の内容	

	現	況	調整の具体的内容
	風連町	名 寄 市	
1	常勤の特別職		
	特別職の報酬 【任期】	特別職の報酬    【任期】	市長のほか、常勤の特別職として、
	町 長 732,000円 平成13年 4月10日~平成17年 4月 9日	市 長 880,000円 平成12年11月 1日~平成16年11月	2日 助役、教育長を置く。
	助 役 585,000円 平成13年 4月29日~平成17年 4月28日	助 役 705,000円 平成12年12月14日~平成16年12月	3日 任期は、各法令の定めるところのよ
	教育長 535,000円 平成14年 4月 1日~平成16年10月31日	教育長 615,000円 平成12年10月 1日~平成16年 9月	30日 る。報酬は、類似団体の報酬額を参考
	期末手当(教育長のみ報酬月額 + 扶養手当)	期末手当(教育長のみ報酬月額 + 扶養手当)	に調整する。
	6月 100分の190 12月 100分の220	6月 100分の140 12月 100分の160	
	寒冷地手当 基準日8月31日 支給日8月31日	寒冷地手当 基準日9月1日 支給日9月20日	
	基準額 · 世帯主 扶養親族 3 人以上163,700円	内容は風連町(国の基準)に同じ	
	扶養親族 1 ~ 2 人136,500円		
	扶養親族いない 82,900円		
	・その他の職員 59,200円		
	加算額 ・扶養親族のある職員 66,500円		
	・扶養親族のない職員 44,300円		
	・その他の職員 22,200円		
2	議会議員		
	任期 平成13年 9月 7日~平成17年 9月 6日	任期 平成15年 5月 1日~平成19年 4月	
	議 長 233,000円	議 長 384,000円	調整する。
	副議長 190,000円	副議長 336,000円	定数及び任期の取扱いは、「議会議
	常任委員長及び議会運営委員長 166,000円		員の定数及び任期の取扱い(協定項目
	副常任委員長及び副議会運営委員長 163,000円		B - 2 )」で別に協議する。
	議 員 161,000円	議 員 310,000円	
	期末手当	期末手当	
	6月 100分の210 12月 100分の220	6月 100分の210 12月 100分の230	

### 風連町・名寄市合併協議会の調整内容

協議事項	10 特別職の職員の身分の取扱い	関係項目
調整の内容		

			現	況				調整の具体的内容
	風連町				名 寄 市			
3. 行政委員会		人数	任 期			人 数	任 期	
教育委員会の委員長	:月額 38,800円	1人	4年	教育委員会の委員長	:月額 65,000円	1人	4年	委員の数及び任期は、各法令の定
同 上 委員	:月額 27,500円	3人	4年	同 上 委員	:月額 48,000円	3人	4年	めるところのよる。(農業委員会委
選挙管理委員会の委員長	:月額 15,000円	1人	平成15年10月2日	選挙管理委員会の委員長	:月額 30,000円	1人	平成15年10月8日	員は、協定項目 B - 3 で、別に協議
同 上 委員長代理	:月額 13,800円	1人	~				~	する。)
同 上 委員	:月額 13,200円	2人	平成19年10月1日	同 上 委員	:月額 23,000円	3人	平成19年10月7日	報酬は、類似団体の報酬額を参考
地方公務員法第7条第41	更の規定に基づき、上川	支庁管内	町村公平委員会	公平委員会の委員長	:日額 7,100円	1人	4年	に調整する。
共同設置団体				同 上 委員	:日額 6,000円	2人	4年	
監査委員(識見委員)	:月額 43,600円	1人	平成17年12月19日	監査委員(識見委員)	:月額150,000円	1人	平成17年 1 月29日	
監査委員(議会議員)	:月額 31,000円	1人	平成17年9月6日	監査委員(議会議員)	:月額 39,000円	1人	平成19年 4 月30日	
農業委員会の会長	:月額 58,200円	1人	平成14年7月20日	農業委員会の会長	:月額 49,000円	1人	平成14年 7 月20日	
同 上 会長代理	:月額 39,200円	1人	~				~	
同 上 委員	:月額 32,200円	16人	平成17年7月19日	同 上 委員	:月額 30,000円	20人	平成17年7月19日	
固定資産評価審査委員会の	の委員:日額 5,100円	3人	3年	固定資産評価審査委員会	の委員長:日額 7,100円	1人	3年	
				同 上 委員	:日額 6,000円	2人	3年	
4. 審議会・委員会	等							
都市計画審議会委員	:日額 2,600円	9人	2年	都市計画審議会	:日額 4,000円	10人	2年	現に設置されていて、新市におい
国民健康保険運営協議会の	の委員:日額 2,600円	9人	2年	国民健康保険運営協議会	:日額 4,000円	9人	2年	て引き続き設置する必要があるもの
民生児童委員協議会会長	:月額 12,100円	1人		民生児童福祉委員協議会	会長 :無報酬	4人		は、原則として統合する。
同 上 副会長	長 :月額 10,900円	2人	3年	同上	副会長:無報酬	8人	3年	各町独自に設置されているもの
同 上 委員	:月額 9,200円	16人			委員 :無報酬	67人		は、新市において速やかに調整する。
行政区長	:月額 12,100円			介護認定審査会の会長	: 日額 16,900円	1人	2年	人数、任期は、現行の制度をもとに
	と毎年12月1日現在	の世帯数	を基礎とした額	同上 委員	: 日額 12,000円	2 3 人	2年	調整する。
	(中央・ 南・北・西	5行政区1	戸390円その他	公害対策審議会	: 日額 1,500円	10人	2年	報酬は、類似団体の報酬額を参考
		の行政	效区1戸510円)			•	-	に調整する。

	現						調整の具体的内容		
	風 連 町			名 寄 市					
農作物作況調査専門委員	:日額 4,100円	1√8数	<sup>任期</sup> 1人			人数任期-			
社会教育委員	:日額 2,600円	13人	2人			-	地方自治法		
公民館運営審議会委員	:日額 2,600円	13人	2年	公民館運営審議会委員	:日額 4,000円	27人 名17人、智10人 2年	(委員会・委員の設置)		
体育指導員	:月額 5,800円	8人	2年	体育指導員	:1回 4,000円	15人	第138条の4第3項		
学校医	:月額 16,200円	1人	1年	学校医	:月額135,000円、僻地	割 20,000円	普通地方公共団体は、法律又は条例		
学校眼科医	:日額 12,700円	-			児童生徒割(1人) 小学	学生443円、中学生371円	の定めるところにより、執行機関の付		
学校歯科医	:月額 16,200円	2人	1年	学校歯科医	:月額135,000円、僻地	割 10,000円	属機関として自治紛争処理委員、審査		
学校薬剤師	:月額 10,900円	-		児童生徒割(1人) 小学生355円、中学生344円		会、審議会、調査会その他の調停、審			
予防接種嘱託医師	:1回 16,200円		名寄市立病院委託	薬剤師	:月額135,000円、僻地	割 10,000円	査、諮問又は調査のための機関を置く		
乳幼児健診嘱託医師	:1回 12,700円		名寄市立病院委託		児童生徒割(1人) 小学	学生146円、中学生193円	ことができる。ただし、政令で定める		
歯科検診嘱託歯科医師	:1回 12,700円	3人	1年				執行機関については、この限りでない。		
交通安全指導員	:月額 5,900円	15人	+費用弁償 2年	交通安全指導員	ボランティア	23人 2年			
統計調査員	:統計調査市町村交付	<b>才金取扱要</b>	綱に定める額	統計調査員	:統計調査市町村交付金	取扱要綱に定める額	(専門委員)		
選挙長	: 〔国会議員の選挙	学等の執行 かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かん	<b>可経費の</b>	選挙長	: [国会議員の選挙等の執行経費の		第174条		
投票管理者	基準に関する	る法律に足	〕	投票管理者	基準に関する法律に定める額〕		普通地方公共団体は、常設又は臨時		
開票管理者				開票管理者			の専門委員を置くことができる。		
投票立会人				投票立会人			専門委員は、専門の学識経験を有す		
開票立会人及び選挙立会人				開票立会人及び選挙立会人			る者の中から、普通地方公共団体の長		
期日前投票所の投票管理者		期日前投票所の投票管理者			がこれを選任する。				
期日前投票所の投票立会人		期日前投票所の投票立会人			専門委員は、普通地方公共団体の長				
地方自治法第138条の4第3項の	の規定に基づいて設置	置された作	村属機関の委員、	地方自治法第138条の4第3項の規定に基づいて設置された付属機関の委員、		された付属機関の委員、	の委託を受け、その権限に属する事務		
同第174条の規定に基づいて	設置された専門委員	及びその	他予算措置した	同第174条の規定に基づいて記	<b>设置された専門委員及</b> て	<b>ぶその他予算措置した</b>	に関し必要な事項を調査する。		
委員		:	日額 2,600円	委員		:日額 4,000円	専門委員は、非常勤とする。		
1									

協議事項	10 特別職の職員の身分の取扱い	関係項目
調整の内容		

	現	況		調整の具体的内容
風連町		名 寄 市		
(類似機関あり)				5. その他の特別職
【付属機関等の種別(担当課)】				その他の特別職は、新市において
風連町情報公開・個人情報保護審査会(総務課)	(5人)	名寄市情報公開・個人情報保護審査会(総務課)	(5人)	引き続き設置する必要のあるもの
風連町防災会議(生活課)	(30人)	名寄市防災会議(総務課)	(31人)	は、現行の任期をもとに調整し、新
風連町特別職報酬等審議会 (総務課)	(6人)	名寄市特別職報酬等審議会(総務課)	(7人)	市において新たに設置をする。
  風連町学校給食センター運営委員会(教育課)	(6人)	   学校給食センター運営委員会(給食センター)	(12人)	報酬は、類似団体の報酬額を参考
  風連町歴史民俗資料館運営協議会(教育課)	(10人)	   名寄市北国博物館協議会( 総務課 )	(7人)	に調整する。
  風連町文化財審議会(教育課)	(9人)	   名寄市文化財審議会(北国博物館)	(7人)	
名誉町民推せん審議会(総務課)		名寄市名誉市民推せん審議会(総務課)	(5人)	
風連町表彰審査委員会(総務課)	(10人)	名寄市表彰審議会(総務課)	(人8)	-
風連町民生委員推薦会(福祉課)	(12人)	名寄市民生委員推薦会(社会課)	(7人)	
保健推進委員(福祉課)	(53人)	名寄市保健推進員(保健センター)	(98人)	
(類似機関がない)				
風連町総合計画町民会議(総務課)	(48人)	名寄市文化賞審議会(総務課)	(11人)	
風連町行財政改革検討委員会(総務課)	(30人)	名寄市民憲章推進委員会(総務課)		
風連町都市交流推進委員会(総務課)	(5人)	名寄市文化・スポーツ振興審議委員会(総務課)	(7人)	
建築工事入札参加者指名選考委員会(総務課)		名寄市財産管理委員会 (財政課)	(10人)	
介護保険事業検討委員会(福祉課)	(人8)	名寄市利雪・親雪推進市民委員会(企画調整課)	(20人)	
予防接種健康被害調査専門委員会(福祉課)	(3人)	上川北部地区広域市町村圏振興協議会(企画調整課)		
風連町在宅介護支援センター運営協議会(支援センター)	(5人)	名寄市姉妹都市友好事業推進委員会 ( 企画調整課 )		
風連町国民健康保険診療所運営専門委員会(国保診療所)	(6人)	名寄市総合計画推進市民委員会(企画調整課)	(18人)	
風連町災害対策本部 (生活課)		措置対象者選定審査委員会(市民課)	(7人)	
風連町水防協議会(生活課)		名寄市廃棄物減量等推進審議会(生活環境課)	(15人)	
公営住宅入居者選考委員会(生活課)	(7人)	名寄市人権擁護委員(市民活動課)	(6人)	
風連町農業振興対策協議会(産業課)	(16人)	生活安全推進協議会(市民活動課)	(19人)	
風連町農業振興センター運営協議会(産業課)	(9人)	名寄市高齢者等事業計画策定委員会(保健福祉課)	(15人)	

Į.	見	況		調整の具体的内容
風連町		名 寄 市		
風連町農用地利用増進事業農用地流動化推進委員会(農委事務局)	(3人)	名寄市生きがいホビーセンター運営委員会(保健福祉課)	(10人)	
風連町就学指導委員会(教育課)	(7人)	名寄市総合福祉センター運営委員会(保健福祉課)	(10人)	
		名寄市障害者福祉計画策定委員会設置(保健福祉課)	(20人)	
		名寄市保健医療福祉推進協議会(保健福祉課)	(13人)	
		名寄市総合療育センター運営委員会(社会課)	(9人)	
		幼児教育問題連絡会議(社会課)	(15人)	
		名寄市農業・農村振興審議会(農務課)	(20人)	
		名寄市農業振興計画検討委員会(農務課)	(13+人)	
		名寄市農業振興地域整備促進協議会(農務課)	(13人)	
		名寄市林業振興地域育成協議会 (耕地林務課)	(12人)	
		名寄市中小企業振興審議会(産業振興課)	(13人)	
		名寄市労働相談所 (産業振興課)	(6人)	
		名寄市公設地方卸売市場運営委員会(産業振興課)	(10人)	
		名寄市民会館運営委員会(産業振興課)	(7人)	
		名寄市中小企業振興審議会(産業振興課)	(10人)	
		名寄市育英奨学審議委員会(学務課)	(6人)	
		名寄市就学指導委員会(学務課)	(30人)	
		学校評議員(学務課)	(5人)	
		名寄市教育研究所(学務課)	(200人)	
		名寄市社会教育委員の会(生涯学習課)	(17人)	
		名寄市民文化センター運営委員会(生涯学習課)	(10人)	
		名寄市スポーツ振興審議会(生涯学習課)	(10人)	
		名寄市体育指導委員(生涯学習課)	(15人)	
		名寄市スポーツセンター運営委員会(生涯学習課)	(10人)	
		名寄市多目的研修センター運営委員会(名寄市多目的研修センター)	(10人)	
		名寄市智恵文多目的研修むター運営委員会(名寄市智恵文多目的研修センター)	(10人)	
		名寄市青少年問題協議会(女性児童センター)	(15人)	
		名寄市民青少年センター運営委員会(女性児童センター)	(10人)	
		名寄市女性児童センター運営委員会(女性児童センター)	(11人)	
		名寄南クラブ運営委員会(女性児童センター)	(5人)	
		市立名寄図書館協議会(プラネタリウム館運営委員会)	(7人)	

現	況	調整の具体的内容
風 連 町	名 寄 市	
	名寄市立総合病院運営委員会 (7人)	
	地域医療支援室運営委員会(市立病院) (17人)	
	名寄市医師等招へい対策委員会(保健福祉部) (6人)	

### 1. 常勤の特別職にかかわる規定(新設合併)

新設合併では、合併関係市町村の長及び助役・収入役といった特別職は全員失職する。

#### ・市町村長

新設合併の場合、合併の前日に失職し、合併の日から50日以内に選挙により選出される。また、合併の日以後、新市の長が選出されるまでの間は、両首長で協議した 市長職務執行者を置く。

### ・助役

新設合併の場合、新市の首長が選挙され、かつ、議会が正式に発足してから、議会の同意を得て助役を選任することが適当である。

#### ・収入役

収入役が欠けた場合は、必ずその職務を代理することが、地方自治法第170条第3項から第6項までに規定されており、新設合併の場合は、新市発足と同時に、市長職務執行者が、収入役職務代理者を選任 することが必要となる。

- 自治法改正 -

(現行)町村は、条例で収入役を置かず、町村長又は助役に事務を兼掌させることができる。

(改正後)政令で定める市(人口10万人未満の市)に拡大する。(自治法第168条第2項ただし書関係)

### 3.行政委員会の概要

事項法令の根拠		   設置団体	権限	組織(	(委員会の身分)	的取扱等 )	
種類	大マの依拠	40000000000000000000000000000000000000	1年 P区	委員数	選任の方法	任期	直接請求
教育委員会	法180の8	都道府県・市町村	教育機関の管理、教職員の任免、	5 人 ( 条例により、	議会の同意を	4年	解職請求(地
	地教行法2~15		学校の組織編成等、社会教育・学	都道府県・指定都市	得て長が任命		教行法8)
			術・文化に関する事務の管理執行	は6人、町村は3人			
				にすること可能)			
選挙管理	法181~194	都道府県・市町村	選挙に関する事務、これに関係の	4人	議会において	4年	解職請求(法
委員会			ある事務の管理		選挙		86)
人事委員会	法202の2	・人事	・人事	3人	議会の同意を	4年	なし
(公平委員会)	地公法7~12	都道府県・指定都市(人口	人事行政に関する調査・研究・企		得て長が選任		
		15万以上の市・特別区は人	画・立案・勧告・試験・選考等、	他の地方公共団体に	委託して事務を	処理させるこ	ことができる
		事・公平の選択設置)	勤務条件に関する措置要求・不利				
			益処分にかかる審査				
		・公平	・公平				
		人口15万未満の市と	勤務条件に関する措置要求・不利				
		町村	益処分にかかる審査				
監査委員	法195~202、252の32、	都道府県・市町村	財務に関する事務の執行・経営に	都道府県・25万以上	議会の同意を	識見を有す	解職請求(法
	252の33、252の35、252		かかる事務の管理・一般行政事務	市4人、市は条例で	得て長が選任	る者4年	86)
	<b></b>		の執行に関する監査の実施・外部	3~2人、町村2人		議員議員の	
	4		監査契約に基づく監査に関する事			任期(4年)	
			務				
農業委員会	法202の2	市町村	農地等利用関係の調整、農地の交	不 定	一部公選、一	3年	解任請求( 農
	農委法3~35		換分合その他農地に関する事務及		部長が選任		委法14)
			び農政事務				
固定資産評価	法202の2	市町村	固定資産課税台帳に登録された価	3人以上	議会の同意を	3年	なし
審查委員会	地税法423~434		格に関する不服の審査決定		得て長が選任		

# 3.行政委員会委員の身分の取扱い概要(新設合併)

区分	内 容
教育委員会	【地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令】
	2 市町の委員は、失職する。
	失職した委員10人から新市職務執行者が5人の委員を臨時に選任する。(18条)
	選任された委員の任期は、設置後最初に行われる市長選挙後最初に招集される議
	会の会期の末日まで(18条)
	教育長は、選任された委員の互選により当該委員のうちから定めた者(委員長に
	選任された委員を除く。)(19条)
	その後、市長が、議会の同意を得て任命する。
	・最初に任命された委員の任期(第20条)
	定数が5人の場合 2人は4年、1人は3年、1人は2年、1人は1年
選挙管理委員会	【地方自治法施行令第4条】
	2 市町の委員は、失職する。
	議会において選挙されるまでの間、従来選挙管理委員会委員であった者8人の互
	選により4人を定める。なお、職務執行者は、あらかじめ互選を行う場所及び日時
	について関係人に通知する。
	任期は、新市議会で委員が選挙されるまで
	その後、市議会において選挙…地方自治法182条
公平委員会	【地方公務員法第7条第3項、第4項、第9条】
	人口15万未満の市町村は、条例で公平委員会を置くものとする。
	新市長が議会の同意を得て、人格が高潔で地方自治の本旨及び民主的で能率的な
	事務処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから選任する。
	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	・他の地方公共団体へ委託して事務を処理させることができる。…7条
	「他の地方公共国体へ安配して事物を処理させることができる。…/示
 監査委員	【地方自治法第195条、196条、197条】
	2 市町の委員は失職する。
	* 監査委員は、新市監査委員に担任する事務を引き継がなければならない。
	地方自治法施行令141条
	新市長が議会の同意を得て、優れた識見を有する者及び議員のうちから選任する。
	196条
	定数は、市にあっては、条例の定めにより、3人又は2人…195条
	任期は4年…197条

#### 農業委員会

#### 【合併特例法第8条第1項第1号】

新市に一つの委員会を置き、2市町の選挙による委員は、平成 年 月 日まで 在任する。( 人)

\* 合併関係市町村の協議(協議は、合併関係市町村の各議会の議決を経なければならない。協議成立後、合併関係市町村は直ちに告示しなければならない。)…8条4項(6条8項準用)

合併期日において職務執行者は、関係条例を専決する。

- \* 新市農業委員会の選挙による委員の定数条例
- \* 選挙による委員の選挙区及び各選挙区の定数条例
- \* 新市農業委員会の農地部会等の定数条例 各推薦委員の選任(任期は、 月 日まで)
- \* 農業協同組合・農業共済組合推薦委員の選任(追:土地改良区委員の推薦) 議会がある場合は議会推薦委員の選任

農業委員会総会の開催(合併の期日又は議会がある場合は、臨時議会開催後…議会推薦後)

- \* 会長・職務代理等の決定
- \* 各部会人事の決定(互選の方法は、投票が原則)
- \* 農業委員会職員の任命
- \* 農業委員会関係規則・規定等の決定 議会がない場合

新市議会設置後、議会推薦委員の選任

その後、合併特例法で定められた任期満了の日前30日から前日までの間で一般選挙を行う。

### 固定資産評価審査 委員会

#### 固定資産評価審查 【地方税法第423条】

2市町の委員は失職する。

- 1 職務執行者は、市長が選挙されるまでの間は、従来の委員であった者のうちから選任した者を委員に充てることができる。(選任する場合は、条例で定められた3人以上の定数)
- 2 市長は、設置後最初に召集される議会の同意を得て委員が選任されるまでの間、従来の委員であった者のうちから選任した者を委員に充てることができる。(選任する場合は、条例で定められた3人以上の定数)

委員数は、3人以上とし新市において条例で定める。

市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから議会の同意を得て選任する。

### 協議の先進事例 西東京市

市長のほか常勤の特別職として、助役(副市長)、教育長を置く

- ア 任期は、各法令の定めるところによる。
- イ 報酬は、現行報酬額をもとに調整する。

議会議員の報酬額は、現行報酬額をもとに調整する。

行政委員会の委員数・任期は、各法令の定めるところによる。 報酬額は、現行額をもとに調整する。

審議会・委員会の付属機関は、次のとおり取り扱うものとする。

- ア 現に両市町に設置されており、新市においても引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。
- イ 一方のみに設置されているものは、新市において速やかに調整する。
- ウ 人数、任期、報酬額は、現行の制度をもとに調整する。

その他の特別職は、新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の任期、報酬額をもとに 調整し、新市において新たに設置する。